

## 広島県告示第七百六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十一年広島県告示第四百九十三号で認可した備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年八月二十日

広島県知事 藤 田 雄 山

### 一 施行者の名称

三原市

### 二 都市計画事業の種類及び名称

備後圏都市計画下水道事業三原公共下水道

### 三 事業施行期間

平成三年五月三十日から平成二十六年三月三十一日まで

### 四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

平成二十一年広島県告示第四百九十三号の事業地のうち、三原市中之町二丁目、西宮二丁目、西野一丁目、西野二丁目、糸崎二丁目、糸崎三丁目、新倉町、頼兼一丁目、頼兼二丁目及び大畑町を追加し、同事業地のうち、三原市中之町一丁目、西宮一丁目、糸崎一丁目、城町三丁目、本町二丁目、八坂町、新倉一丁目、宮浦五丁目及び貝野町の事業地を変更する。